平成２２年（フ）第２４２号
香川県高松市屋島西町2499番地５グリーンハイツ屋島Ａ棟106号室
破産者　八木田直樹
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
愛媛県宇和島市下波1333番地
破産者　川中　正幸
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０７４号
高知市石立町20番地１　高野コーポ601号、申立時住所高知市神田2356番地153
破産者　山本　清康
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７８号
高知市鴨部1336番地　アーネスト晴美台607
破産者　星山貴男こと　金　　貴男
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７９号
高知市鴨部1336番地　アーネスト晴美台607
破産者　星山相圭こと　李　　相圭
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９５号
高知市薊野北町３丁目18番16号
破産者　近澤　謙一
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０９号
高知市東石立町81番地　市住90号
破産者　藤原　保男
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４号
福岡県行橋市西泉７丁目19番15号　パナハイツ稲月201
破産者　呉座谷義一
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
福岡県京都郡みやこ町犀川崎山1006番地
破産者　義經　照敏
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
福岡県築上郡築上町大字椎田1626番地３
破産者　平塚　節子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田592番地10三島団地２―26号
破産者　大崎美保子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87
破産者　古村　徳子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
佐賀県唐津市鏡2893番地　県営アパート314号
破産者　近藤　末子
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６０号
佐賀県唐津市熊原町3178番地５
破産者　竹田　大助
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４２１号
大分市大字永興779番地２Ａ―37―3723
破産者　藤縄　慎一
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３５号
大分市大字森108番地の50　鶴崎コスモス団地100号
破産者　青木久美子（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

更生計画認可

平成２１年（ミ）第３２号
香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社穴吹工務店
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針
第１節　用語の定義
本更生計画案において、以下に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。(中略)
1　販売用不動産
更生会社が通常の事業活動において販売することを目的として保有している不動産をいい、別表14―１―１、別表14―１―２、別表14―２―１、及び、別表14―３記載の不動産をいう。
2　開始決定時完成済物件
販売用不動産のうち、更生手続開始決定時において既に完成済みであったものにかかる不動産をいい、別表14―１―１、及び、別表14―１―２記載の不動産をいう。
3　開始決定時未完成物件
販売用不動産のうち、更生手続開始決定時において未完成であったものにかかる不動産をいい、別表14―２―１記載の不動産をいう。
4　事業化中止物件
販売用不動産のうち、更生手続開始決定後に、更生会社が事業化（プロジェクト）を中止した不動産をいい、別表14―３記載の不動産をいう。
5　事業用不動産
更生会社が通常の事業活動において使用収益することを目的として保有している不動産をいい、別表14―４―１、別表14―４―２、別表14―４―３、別表14―５―１、及び、別表14―５―２記載の不動産をいう。
6　賃貸物件
事業用不動産のうち、更生会社が現に賃貸に供し又は賃貸に供することを目的として保有している不動産をいい、別表14―４―１、別表14―４―２、及び、別表14―４―３記載の不動産をいう。
7　非賃貸物件
事業用不動産のうち、賃貸物件以外の不動産をいい、別表14―５―１、及び、別表14―５―２記載の不動産をいう。
8　プロジェクト
更生会社が、分譲マンション事業等の一環として行う、販売用不動産（土地）の開発、建築、販売活動にかかる一纏まりの事業計画、又は、当該事業計画の対象となっている一体の不動産をいう。
9　物件通称
同一プロジェクトの構成不動産である等、機能的に一体であると認められる不動産の総称をいい、各別表の「物件通称」欄に記載された不動産の名称をいう。
10　処分連動方式
担保権付債権（更生担保権・処分連動更生債権）の弁済時期・弁済額を、担保目的物の売却処分に連動させることにより、実質的に「担保弁済」を実施する弁済方式をいう。
11　処分連動方式による仮弁済
販売用不動産にかかる更生担保権について、第３章第１節第１款第４項の定めにより、更生担保権に対する弁済額の確定前に実施する弁済であり、同款第５項に定める本弁済との間で精算が予定されるものをいう。
12　処分連動方式による本弁済
販売用不動産にかかる更生担保権について、第３章第１節第１款第５項の定めにより、各個別プロジェクトに含まれる全ての販売用不動産の売却が完了した後に実施する弁済をいう。